

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所における公的研究費の使用に関する
行動規範

〔令和元年11月25日〕
制 定

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（以下「研究所」という。）における公的研究費の適正な使用を維持するとともに、学術研究の信頼性と公正性を担保し、研究所の事業に対する国民の信頼を確保するため、研究所の役職員及びその他公的研究費の運営・管理に関わるすべての者（以下「職員等」という。）が遵守すべき公的研究費の使用に関する行動規範を次のとおり定める。

研究所の職員等は、これを誠実に実行しなければならない。

- 1 職員等は、公的研究費が研究所の管理する公的な資金であることを認識し、公正かつ効率的に使用しなければならない。
- 2 職員等は、公的研究費の使用に当たり、関係する法令・通知及び研究所が定める規程等、並びに事務処理手続き及び使用ルールを遵守するとともに、常に説明責任を果たすものとして行動しなければならない。
- 3 職員等は、公的研究費の計画的かつ適正な使用に努めるとともに、研究活動の特性を理解し、効率的かつ適正な事務処理を行わなければならない。
- 4 職員等は、相互の理解と緊密な連携を図り、協力して公的研究費の不正使用を未然に防止するよう努めなければならない。また、公的研究費の使用について不正があると知ったときは、研究所の通報窓口に通報しなければならない。
- 5 職員等は、公的研究費の使用に当たり取引業者との関係において、国民の不信や疑惑を招くことのないよう、公正に行動しなければならない。
- 6 職員等は、公的研究費の取扱いに関する研修等に積極的に参加し、知識の習得、事務処理手続き及び使用ルールの理解に努めなければならない。